

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
219	6	○エトキサゾール○エトキサゾールは、米国において基準が設定されているので、反映してほしい。	Almond Board of California	F26	ご指摘のとおり、修正します。
220	6	○ナプロパミド○酸化プロピレン○トリフロキシスルフロン○これらのアーモンド基準について、基準が設定されていないので、米国基準を参考として基準を設定してほしい。	Almond Board of California	F26	これらの基準値は、全て既に反映されています。
221	6	○キンクロラック○一部の米国基準が反映されていないので、反映してほしい。			ご指摘のとおり、修正します。
222	6	○アシベンゾラルSメチル、アミトラズ、イプロバリカルブ、インドキサカルブ、クロロタロニル、ジチアノン、ジフェノコナゾール、ソキサミド、チアクロプリド、テトラコナゾール、テブコナゾール、テブフェノジド、テブフェンピラド、トリルフルアニド、ピテルタノール、ピラクロストロビン、ピラクロホス、フェンアミドン、フェンブコナゾール、フルアジナム、フルキンコナゾール、フルシラゾール、フルトラニル、プロクロラズ、プロパモカルブ、ヘキサフルムロン、ホルペット、チオジカルブ、メキシフェノジド、ルフェヌロン○これらの農薬について、作物残留試験成績を提出するので、暫定基準として韓国基準値を採用してほしい。	韓国政府	G16	ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討した結果、イプロバリカルブ(トマト)、インドキサカルブ(きゅうり)、ジチアノン(ピーマン)、ジフェノコナゾール(かぼちゃ、きゅうり)、ソキサミド(ピーマン)、テトラコナゾール(ピーマン)、テブフェンピラド(ピーマン)、ピテルタノール(なす)、フルアジナム(ピーマン)、フルキンコナゾール(きゅうり)、フルシラゾール(いちご)、フルトラニル(いちご)、プロクロラズ(ピーマン)について、貴国の基準を暫定基準として採用することとします。
223	6	○1,3-ジクロロプロペン○米国において燻蒸剤として使用されているが、残留しないという理由でMRLが設定されていない。当該物質については、現在ポジティブリストに記載がないが、このままでは日本の輸入者が、米国内で使用していないものと誤解する恐れがある。従って、暫定基準リストに加えていただきたい。	Northwest Food Processors association・American Potato Trade Alliance	F28・F29	各国等において基準値が設定されていないものについては、暫定基準は設定されません。米国における判断においても、残留しないという結論に至っていることですので、一律基準をもって規制することで問題はないものと考えます。 なお、日本における暫定基準設定物質リストは、各国における使用農薬リストと一致するものではありません。
224	6	○キントゼン・PCNB○ペンタクロロニトロベンゼン(キントゼン)は、米国においてじゃがいも等に暫定基準(Interim tolerances)が設定されているので、この基準を採用して暫定基準を設定してほしい。	Northwest Food Processors association・American Potato Trade Alliance	F28・F29	ご指摘の農薬は、キントゼンとして基準の定められているものです。 なお、暫定基準(Interim tolerances)については法的な規定であることが確認されていないため採用できません。
225	6	○DIPNO2,6-ジイソプロピルナフタレンは、米国に於いて残留基準が設定されているので、暫定基準を設定してほしい。	American Potato Trade Alliance	F29	ご指摘のとおり、修正します。
226	6	○トリフロキシスルフロン○アーモンドについて、米国基準0.02ppmが記載されていないので記載してほしい。	アメリカ合衆国政府	G4	ご指摘の基準値は、既に記載されています。
227	6	○アゾキシストロビン○大豆について、米国とEU基準の平均値が採られているが、計算が間違っているので修正してほしい。	アメリカ合衆国政府	G4	ご指摘のとおり、修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
228	6	プロマシルのレモン、グレープフルーツ、パイナップル、カルベンダジム・ベノミル及びチオファネートメチルのとうもろこし、ジメエートの小豆類及びパイナップル、ジクワットのレモン、グレープフルーツ及びパイナップル、ジチアノンのパイナップル、ジチオカルバメートの大豆、フルジオキソニルのレモン及びグレープフルーツ、イミダクロプリドの小豆類、メタラキシル及びメフェノキサムの小豆類、レモン、グレープフルーツ、プロメリンの小麦、大豆及び小豆類、及びテトラジホンのパイナップルについて、自給率が50%未満であることから、類型3-2を適用してほしい。	アメリカ合衆国政府	G4	類型3-2の適用は、ご指摘のケースに該当する場合であって、当該食品の流通、あるいは農業の使用実態等と照らし、特に必要であると認められた場合のみに限っています。あくまで例外的な措置であって、該当する全ての項につき原則採用するわけではありませんが、ご要望の農業・食品につきましては、検討の結果、類型3-2の適用を行うこととします。
229	6	○クロルテトラサイクリンとテトラサイクリン○畜産物は、海老よりも基準値が5倍から20倍高い。消費量は畜産物が1000万トン以上にもかかわらず、海老は約10万トン程度で、単純計算でも抗生物質摂取量は畜産物の方が1000倍も多いのが現状である。本件については要望も多く、常識から逸脱しているものであることから、行政主導で基準値を改定してほしい。	香取克典	D84	残留基準は適切に使用した場合の残留データ等の科学的知見を検討して設定されるものであり、単に消費量から設定されるものではありません。したがって、残留基準の設定を希望される場合は、要請される方が平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農業等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づいた資料を提出いただく必要があります。 なお、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンは、水産動物に対して、国際基準であるコーデックス基準においてMRLが設定されておらず、我が国においても使用が認められていないことから、「含有してはならない」の規定が適用されます。
230	6	次の農業に関してコーデックス基準を参考とするよう要望する。 ○シベルメリン○トリアゾホス○フィプロニル○シロマジン○ジチアノン	中国政府	G19	シベルメリンについて、ご指摘の作物のうち和名が不明である一部の果実を除きすべて現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。トリアゾホスについて、ご指摘のにんじん及びキャベツに設定されている基準は現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。また、柑橘類についてはコーデックス基準は確認できず、参照国(地域)であるEUの基準を参考としたものです。フィプロニルについて、ご指摘の作物に設定されている基準はすべて現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。シロマジンについて、ご指摘の作物に設定されている基準はすべて現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。ジチアノンについて、ご指摘のピーマンはコーデックス及び参照国(地域)の基準がないことから一律基準を適用するものです。
231	6	中国で米に使用する農薬Bisultapをリストに加えていただきたい。	中国政府	G19	ポジティブリスト制度は、使用される全ての農薬等について適用されることから、リストに記載のない農薬等であっても、ポジティブリスト制度の対象として加味されております。暫定基準値は、国際基準、国内の基準、または科学的に基準値を設定していると認められた5カ国(地域)の基準を参考として設定することとしています。 海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農業等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
232	6	フェンブコナゾール等における「果実全体」及び「果皮を除いた果実」の残留基準について説明されたい。 (「果実全体」、「果皮を除いた果実」に一律基準が設定されているケース)	中国政府	G19	原則、一つ食品には、対応する食品分類及びその検体部位を一つづつ定めています。(例: グレープフルーツであれば食品分類「グレープフルーツ」、検体部位「果実全体」)しかし、なつみかんについては、用途の都合上、「なつみかん」「なつみかんの外果皮」及び「なつみかんの果実全体」という3つの食品分類に細分しており、検体部位もそれぞれについて設定していますが、通常、このような場合には、基準値を設定する際、これら3つの食品分類に関して、整合性を図ることとしています。 ご指摘のフェンブコナゾールについては、これら3つの食品分類にはいずれも基準値が設定されておらず、一律基準値が適用されますが、基準値が設定されていない食品は、本来当該農薬の残留が想定されないと考えられることから、なつみかんについて「なつみかん」「なつみかんの外果皮」「なつみかんの果実全体」のいずれの検体で測定した場合であっても、一律基準を超えて残留が認められた場合には食品衛生法違反となります。
233	6	アセフェートの分析対象化合物はなにか。	中国政府	G19	アセフェートです。
234	6	○カルベンダジム、ベノミル及びチオファネートメチル ○チオファネートメチルの「すもも」、ジメエートの「カリフラワー、セロリ」、トリフロキシストロピンの「リンゴ」、ファモキサドンの「かぼちゃ」、メキドフェノジドの「ピーマン」について作物残留試験成績の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があることから、作物残留試験成績を参考として類型1-3を適用し、暫定基準を修正してほしい。カルベンダジム、ベノミル及びチオファネートメチルについて「すもも」と「うめ」の作物残留試験成績をもって「小粒果実類」として農薬登録がなされており、当該分類に含まれる「あんず」についても、類型1-2を適用し、登録保留基準を参考として暫定基準値を修正してほしい。また、トマトについてミニトマトの残留値をもって修正してほしい。	農林水産省	D87	提出いただいた作物残留試験成績を検討した結果、採用することとします。
235	6	○メタミドホス○おくら、セロリ、その他のあぶらな科野菜、その他の野菜について、親化合物であるアセフェートに登録、あるいはマイナー作物承認がなされていることから、適切な基準値をメタミドホスに設定してほしい。	農林水産省	D87	マイナー作物承認がなされているものについては、ご指摘のとおり修正します。作物残留試験成績が提出されているものにつきましては、作物残留試験成績を精査の上、修正することとします。
236	6	○メタラキシル○ブロッコリー及びミニトマトにおいて、マイナー作物承認がなされていることから、登録保留基準を暫定基準として設定してほしい。	農林水産省	D87	ご指摘のとおり、修正します。
237	6	○抗生物質○新たな農薬使用成績(作物残留試験成績)を提出するので、各農産物について、このデータに基づき暫定基準を設定していただきたい。 また、登録済みのも、マイナー作物承認されているものについても考慮されたい。・オキシテトラサイクリン・カスガマイシン・ストレプトマイシン・パリダマイシン・ビアラホス・ポリオキシン	農林水産省	D87	提出いただいた作物残留試験成績を検討した結果、採用することとします。また、マイナー作物承認がなされているもの、既に登録がなされているものについては、ご指摘のとおり修正します。
238	6	○アブジジン酸○シアン酸ナトリウム○現在農薬登録がなされ、暫定基準が設定されていないこれらの物質については、いずれも作物中に広く存在する化合物である。作物残留試験成績によれば、これらの剤の使用によっても、それぞれの化合物の残留は有意に増加していない。これらの化合物について、暫定基準設定の一般規則4が適用されると考えてよいか。	農林水産省	D87	ご指摘のとおりと考えます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
239	6	○トリクロロホン○[モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエン○プロピタンホス○2-セカンダリ-ブチルフェニル-N-メチルカーバメート(フェノバルブ)○カナマイシン○フルベンダゾール○イソシアヌル酸○塩化ジデシルジメチルアンモニウム○平成15年6月26日付け15生畜第2142号にて情報提供した動物用医薬品等の検出・定量限界値について、暫定基準設定のためのデータとして不適切なもの及び追加で情報提供できるデータを取りまとめたので、採用願いたい。	農林水産省	D88	暫定基準設定の参考にします。
240	6	スパイスとして取り扱うこととされた「サンショウ(果実)」に関し、アセフェート、メタミドホスについては作物残留試験を考慮した基準に修正願いたい。	農林水産省	D87	ご指摘のとおり、修正します。
241	7	毒性や残留性データがないため、二次案では残留基準が設定されていなかった農薬-農産物の組み合わせに、類型6-4と6-5の理由で、基準値が設定されたのは、食品衛生法の趣旨に反する。 これらの基準は、『暫定』「人の健康を損なうおそれのない量」とし、分析技術が開発された時点で、『暫定』を解くべきである。なお、私たちの提案した0.001ppm以下を採用すれば、このような食品衛生法の趣旨に反することはない。	反農薬東京グループ	D21	暫定基準を設定する農薬等の分析法については、ポジティブリスト制度の施行後も、継続的に検討を進めることとしています。分析法の開発やリスク評価の状況に基づき、暫定基準の見直しを行うこととしています。
242	7	ADIが設定されている有効成分については、ADIに配慮した暫定基準値の設定も合わせて考慮して頂きたい。 ADIが設定されている農薬等は、科学的データに基づき、既にリスク評価が行われていることから、これらについては、ADIに配慮した暫定基準値を設定して頂きたい。例えばADIが、一律基準0.01ppmの基準となった0.03 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ の10倍である0.3 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ 以上の農薬等については、一律基準の0.01ppmとは別に、0.1ppmの暫定基準を設けるなど、何段階かの暫定基準をご検討頂きたい。あるいは、農薬毎に一律基準値を設定していただきたい。	(社)農林水産先端技術産業振興センター・全国農業協同組合連合会	D24・D40	一律基準設定の考え方で示しているように、一律基準は、ADIが設定され登録される農薬であっても本来使用が認められておらず、従って残留することのない農産物に適用されず、従って、ADIに配慮して農薬毎に一律基準を設定することは困難です。
243	7	提案されている類型6-5では、一律基準値案(0.01ppm)未満の残留基準値が一部の農産物等に設定されている場合、既に設定されている残留基準値の中で最小の値を他の農産物に暫定基準値として設定する(ベタ入れ)としている。しかしながら、今回の提案においては、特別の事情でない限り(抗生物質等、ADIが設定されていない農薬等、ADIが0.03 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ 以下の農薬等)、人の健康を損なう恐れのない量(一律基準値)として0.01ppmを提案している。 今回類型6-5として0.01ppm以下の基準値が提案されている農薬等はいずれも上記の特別扱い物質とは異なる。 従って、類型6-5の取扱いは、明らかに食品衛生法第11条第3項で述べている精神(一律基準値)と矛盾している。 今回類型6-5として新たに設定が提案されている農薬等・農産物/畜水産物の暫定基準値は削除すべきであると考え。このような取扱いは、ADIが国際機関により設定されていない農薬等やADIが0.03 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ 以下の農薬等に限って適用すべきである。(同旨2件)	農薬工業会・日本紅茶協会等	D37・D63・D80	一律基準は、「使用が認められていない農薬」や「登録された農薬であっても使用が認められていない農産物」に適用されます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
244	7	一律基準の設定にあたって、欧州委員会のリスク評価を機械的にあてはめる方法が採られているが、常日頃から貴省が強調されている「科学的合理性」にあたるのか。欧州委員会が乳幼児食事量との関係で、この基準とした場合「ADIを超える可能性」を指摘し、にもかかわらず「0.01ppmを超える乳幼児用食品が乳幼児の健康に対するリスクを必ずしも示すものではないと結論」としていることをも、そのまま受け入れる姿勢は納得できない。	生活協同組合東京マイコープ	D44	一律基準は、国際機関における香料などの評価やこれまでに評価された農薬等のADIに基づき、許容される暴露量を設定するとともに、食品摂取量に基づく科学的な評価に基づき設定したものです。
245	7	生産現場の状況を鑑み、一律基準の設定については慎重な決定を望む。	JA紀北かわかみ	D50	一律基準は、国際機関における香料などの評価やこれまでに評価された農薬等のADIに基づき、許容される暴露量を設定するとともに、食品摂取量に基づく科学的な評価に基づき設定したものです。なお、その設定にあたっては、農林水産省とも連携し、検討を行ってきたところです。
246	7	本制度において「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量(一律基準)」については、食品安全委員会の意見や最終案の「V 内閣府食品安全委員会における審議状況」を見る限り、リスクアセスメントが行われているか否か不明である。リスクアセスメントが行われていないのであれば、改めて食品安全委員会に検討を要請すべきである。 また、この量については、分析法の状況を勘案し、複数の一律基準案が導入されている。今後、農薬等のドリフトなど、他の理由で一律基準設定の考え方に、科学的な安全性評価と直接的には関係しない考え方が導入される可能性が否定できない。分析法の状況を考慮することは必要ではあるが、人の健康を損なうおそれのない量を定めることの重要性を強調したい。 また、一律基準の説明について、適用される部分や数値の科学的・理論的根拠がわかりにくく、本制度の導入に当たっての科学的・理論的基盤に満たないと考える。全体像をわかりやすく説明し、国民全体の理解を促進すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	一律基準についても、ポジティブリスト制度の施行後、食品安全委員会にリスク評価を依頼することとしています。一律基準は国際機関における香料などの評価やこれまでに評価された農薬等のADIに基づき、許容される暴露量を設定するとともに、食品摂取量に基づく科学的な評価に基づき設定したものです。一律基準設定の考え方については、今後とも、リスクコミュニケーションなどの機会を通じて、理解の促進に努めていきたいと考えます。
247	7	類型6-4として分類されているものについて、定量限界値をもって一律基準値を採用するのであれば、すべての農産物に一律の値を適用するのではなく、農産物毎に定量限界値を定めるべきではないか。	日本紅茶協会	D80	類型6-4は一律基準(0.01ppm)までの分析が困難であると考えられる農薬等であって、基準が設定されていない農産物等について、分析法の定量限界に相当する値をもって基準を設定したものです。基準が設定されていない農産物は多数存在し、すべてについて定量限界に相当する値を設定することは困難です。
248	7	別添リスト(省略)にもとづき、暫定基準値をEUと同じ値、または、紅茶産地にある基準値とするよう検討していただきたい。	日本紅茶協会	D80	暫定基準の設定にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、安全性について科学的な評価を行ったコーデックス基準や登録保留基準、米国及びEUなどの5カ国(地域)における基準を参考として設定しています。基準の検討にあたっては、国際基準があれば国際基準、国際基準がなければ登録保留基準、国際基準及び登録保留基準のいずれもない場合は外国基準(5カ国(地域))を参考としています。このため、紅茶の産地国の基準を暫定基準として採用することは困難です。なお、海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
249	7	一律基準値の0.01ppmは、今後正規のMRLを設定する際に、暴露評価に算入されるのかどうか明確でない。	アメリカ合衆国政府	G4	一律基準は、原則として使用が認められていない農産物等に適用されるものであることから、残留基準設定に当たっての暴露評価に算入する必要はないものと考えています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
250	7	様々な食品に一律基準を課すのは非科学的ではないか。	中国政府	G19	一律基準は、原則として食品に農薬等の残留を認めないとする方針に基づくものであり、諸外国(カナダ、ニュージーランド、ドイツ、EU)でも既に導入されているもので、科学的にも妥当なものと考えています。(注 EUは未施行)
251	8	微生物農薬のBT等のように残留しない物質は、「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における対象外物質」のリストから最終案から削除された。使用農薬情報を取得し、その項目に関して保証しようとした場合、物質名索引にも対象外物質対照表にもない物質が情報として上がると、その物質は一律基準として規制されると誤解する恐れがあることから、残留しないため削除された項目に関して再リスト化していただきたい。	サントリー(株)	D1	対象外物質は、ある程度残留することを前提に指定することとしたものであり、誤解の生じないように周知に努めます。
252	8	○石油○石油はマシン油と同様、昆虫を窒息させる目的で使用されるが、対象外物質かどうか明記してほしい。	三井物産株式会社	D17	石油自身は一般名称であり、特定の物質を定義したものではないことから、対象外物質として規定しません。なお、マシン油については農薬取締法で登録されており、物質として特定されることから対象外物質として規定したものです。
253	8	下記の物質について、対象外物質としての取扱を御検討いただきたい。 MATRINE、OXYMATRIN、PSORALEN、TOOSENDANIN、TUBEROSTEMONINE、デリス(ロテノン)、	三井物産株式会社・日本紅茶協会	D17・D80	MATRINE、OXYMATRIN、TOOSENDANIN、TUBEROSTEMONINE、デリス(ロテノン)については、残留した場合にヒトの健康を損なう恐れが無いとは言えないことから、対象外物質として規定しません。PSORALENはカフェインであり、体内に残留しないため、対象外物質として規定しません。
254	8	○ロテノン○ロテノンは、米国において対象外物質に指定されているので、対象外物質として指定すべき。	アメリカ合衆国政府	G4	当該物質は、残留した場合、ヒトの健康を損なう恐れが無いとは言えないことから、対象外物質として規定しません。
255	8	「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」について物質ごとにその根拠を明かにしてほしい。	反農薬東京グループ	D21	最終案にお示ししているとおりです。
256	8	○ソルビタン脂肪酸エステル○平成17年7月6日付けで、きゅうりに対して登録された「ソルビタン脂肪酸エステル」は、食品添加物(指定添加物)である。最終案を見る限り、対象外物質に該当すると思われるので、ソルビタン脂肪酸エステルについて対象外物質に盛り込んでいただきたい。	フマキラー株式会社	D39	当該物質は使用されたとしても、分解・吸収され残留しないことから対象物質として規定しません。
257	8	○ジベレリン○ジベレリンは天然に存在する植物の成長調節ホルモンで、生命活動を行う植物体には恒常的に存在するものであり、一般に青果物として飲食に供されていることから食品衛生上の危害を発生させる恐れはなく、諸外国でも青果物等食品への残留基準は設定されていない。植物ホルモン剤としての使用については、低濃度での使用であり、使用薬量も少なく、自然条件の中で速やかに分解されるため、環境への影響も極めて低いと思われる。したがって、ジベレリン及びジベレリン酸は、ポジティブリスト制度における対象外物質とすべきである。	アメリカ合衆国政府・日本園芸農業協同組合連合会・カリフォルニアぶどう協会等	G4・D41・F16・F22・F26・F28・F30	ジベレリンは天然に存在しますが、成長調整の目的で意図的に使用されるものであり、農薬として取り扱うこととしています。ご要望のように対象外物質として指定することは出来ませんが、類型6-4が適用されている箇所につきましては、一般規則4を適用します。
258	8	ジベレリンの暫定基準については、自然に含まれる量を考慮していただきたい。文献では成熟いんげんで3.7ppm、未成熟インゲンで1.8ppm検出された報告などがあり、最終案で示されている0.02ppmをはるかに超えるジベレリンを含有している例がある。(参考文献等、資料を添付する)	有限会社 Joy Consulting 日本園芸農業協同組合連合会	D75 D78	ジベレリンは天然に存在しますが、成長調整の目的で意図的に使用されるものであり、農薬として取り扱うこととしています。ご要望のように対象外物質として指定することは出来ませんが、類型6-4が適用されている箇所につきましては、一般規則4を適用します。
259	8	「対象外物質」として指定する物質について、食品安全委員会の「意見」(4月28日)に基づき「物質ごとにその根拠」が示されている。指定する物質には一部理解できるものはあるが、これで固定することなく計画的なリスク評価の対象としていくことを希望する。	生活協同組合東京マイコープ	D44	対象外物質として指定される物質については、今後もその妥当性について検証することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
260	8	飼料添加物として指定されているアミノ酸類は、明らかに安全と考えられることから、L-リジン塩酸塩、L-硫酸リジン、L-スレオニン、L-トリプトファン、DL-メチオニン、L-アルギニン、L-グルタミン酸ナトリウム、L-バリン、アミノ酢酸(グリシン)、DL-アラニンについて、対象外物質に指定してほしい。	味の素株式会社	D46	L-リジン塩酸塩、L-硫酸リジン、L-スレオニン、L-トリプトファンについては、対象外物質とする方向で検討します。なお、DL-メチオニン、L-アルギニン、L-グルタミン酸ナトリウム、L-バリン、アミノ酢酸(グリシン)、DL-アラニンについては、最終案において対象外物質として記載済みです。
261	8	Bacillus Thuringiensisほか微生物農薬が免除されることを確認したい。 (同旨4件)	Sun-Maid Growers of California (アメリカ)・カリフォルニアぶどう協会等	F15・F16・F21・F28・F30	対象外物質として記載されている物質は、一般に使用されている農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の程度などからみて、農畜水産物にある程度残留する物質が該当します。Bacillus Thuringiensisなどの微生物農薬は、食品に相当量残留しないことから対象外物質から除外しました。
262	8	○セレン酸バリウム○バリウムとセレンについて、別々にポジティブリストの適用外とされているが、セレン酸バリウムとして、おそれのない物質に加えてほしい。	オーストラリア農林水産省	G1	対象外物質として記載されている物質は、一般に使用されている農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の程度などからみて、農畜水産物にある程度残留する物質が該当します。セレン酸バリウムは、農薬使用後、セレンとバリウムに分解すると考えられることから、実際の残留形態でありセレンとバリウムについて、対象外物質として指定したものです。
263	8	○クロロピクリン○米国において、穀類に使用が認められ、「exemption」として基準値が設定されている。この基準値を採用し、対象外物質として指定してほしい。	Northwest Food Processors association	F28	対象外物質として指定するためには、「人の健康を損なうおそれに影響がないことが明らかである物質」であることを科学的根拠により明確に示す必要があります。クロロピクリンに関する基準の改正を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」にしたがって対象外物質としての指定を要請してください。
264	8	対象外物質は、その使用用途によっても指定すべき。米国では、例えばフェロモン剤のようなものについて、使用用途を限って対象外物質に指定している。	アメリカ合衆国政府	G4	木の枝につるすフェロモン剤など、そもそも食品中に残留しないと考えられるものは、対象外物質(ある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれのないことがあきらかであるもの)から除外しています。
265	8	対象外物質に関しては68物質のみがリスト化されているが、以下の物質(32物質:省略)に関しては、ヒトや動物の体内に存在しており、飼料添加物として使用される物であるため、対象外物質リストに収載するよう提案する。非薬剤飼料添加物は諸外国においても登録されており、ポジティブリスト制度の対象とすべきではないことを提案する。	中国政府	G19	貴国から要望のあった物質について精査し、対象外物質として適当と判断されたものについて規定することとします。
266	8	○ジベレリン○ジベレリンは、野菜・果樹については登録保留基準と同じ0.2ppmであるので特に問題はないが、その他の作物は内生ジベレリンによって、一律基準(類型6-4)である0.02ppmを超える恐れがある。従って、類型6-4で暫定基準を設定するのではなく、一般規則4が適用できるように措置されたい。	農林水産省	D87	ご指摘のとおり、修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
267	9(1)	コーデックス基準、あるいは海外の基準があるので、現行基準値を変更して暫定基準を設定してほしい。(同旨10件)	オーストラリア農林水産省・中国政府・タイ政府等	G01・G09・G16・G17・G19・D25・F17・F25・F26・F29・F30	現行基準については、今回改正の対象としておりません。
268	9(2)	「不検出」とされている農薬等において、加工食品に対する試験法(試料調整法)が示されていないので、明らかにすべき。	サントリー(株)	D1	加工食品には様々な加工形態があり、加工食品ごとの試験法に設定することは困難です。農産物や畜産物の分析法を準用していただくこととなります。
269	9(2)	「不検出」という基準は、定義が流動的である。分析法によってその基準が上下するため、分析法を確定すべきである。	Almond Board of California	F26	「不検出」基準を設定した農薬等に関しては、その分析法を告示により示すこととします。
270	9(2)	より簡素化した一斉分析法の開発を、出来るだけ早期にお願いしたい。(同旨3件)	日本エキス調味料協会・十勝農業協同組合連合会等	D10・D28・D46・D49	厚生労働省では、一斉分析法の開発を進めてきたところであり、分析法および関連情報については順次ホームページで公開していくこととしています。
271	9(2)	現在全国各地で導入されている超臨界抽出法等、多成分一斉分析が可能で、多量の検査が可能な分析法についても、国として公的な分析法として位置付けをしていただきたい。	北海道農業協同組合中央会/ホクレン農業協同組合連合会	D16	基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能です。
272	9(2)	貴省は「基準値により適否の判定を行う場合には、実験値は基準値より1けた多く求め、その多く求めた1けたについて四捨五入し、基準値と比較することにより判定を行う。」とされており、分析方法の開発もこの方針のもとで、行われていると理解される。「一律基準」を0.01ppmとするからには、今後、早急に0.001ppmレベルで分析可能な分析技術を開発すべきである。このことに関して、以下の質問に答えられたい。 (1) 貴省が4月13日の部会で示された資料3「分析法とその対策について」で、現行分析法における定量限界のデータを示し、0.01ppmを超えるものが約37%であるとしているが、現行分析法で、検体量をふやすことにより、定量限界を一桁多く求めることができる残留農薬分析方法には、どのような農薬があるか、一覧で示されたい。また、検体量をふやしても、妨害物質があり、検出限界を一桁さげることが出来ないのは、どのような農薬があるか、一覧で示されたい。 (2) 今後、開発する分析法では、定量限界は「一律基準」0.01ppmの1/10レベルを目標とするのか。それとも残留基準の1/10とするのか。明確にされたい。	反農薬東京グループ	D21	(1) 開発を進めている分析法については順次ホームページ上に公開していきます。ご指摘のような観点で整理していないため、一覧でお示することはできません。一律基準は、全く基準のない農薬等も含まれ、分析法の明らかなものだけではありません。試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能と考えています。 (2) 分析法の開発は、暫定基準に関する分析法を中心に行っていますが、一部の一律基準に関する試験法の開発にも着手しており、残留基準の1/10が分析できることを目標としています。
273	9(2)	油脂の残留農薬の分析法(調整法)は穀類、果実等について記載されているが、油脂の分析法はどちらの方法を行なうべきか。また、検出限界は穀類、果実等と同等にできるのか。	社団法人日本植物油協会	D28	油脂については、穀類の試験法を準用いただければと思います。油脂類の場合は、ヘキサンに溶解してアセトニトリル/ヘキサン分配から始めればよいと思いますが、通常のアセトニトリル/ヘキサン分配(30mL/30mL)に供することができる試料量は3g程度ですから、試料量としては穀類(10g)より少なくなります。したがって定量限界は穀類より高くなります。
274	9(2)	加工食品の場合、検査法が明確でないと適正な管理が難しいと考えられることから、加工食品の検査を実施する場合は、対象加工食品の抽出法等の実施条件の明示をお願いする。	味の素株式会社	D46	加工食品には様々な加工形態があり、加工食品ごとの試験法に設定することは困難です。農産物や畜産物の分析法を準用していただくこととなります。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
275	9(2)	<p>分析法の開発について、現時点でまず望まれるのは、地方行政などで効率的に実施が可能な一斉分析法を充実化させ、整備することである。全体的な視野で、優先順位を考慮した検討を行うべきである。</p> <p>また、一斉分析の場合、標準品についても多成分を混合して、標準品混合溶液として用いるのが通例であるが、多成分を混合した場合に生じる現象等(溶液中における各成分の消長や混合溶液を測定することによる分析感度変化等)について重要な知見があれば公表されることを要望する。</p> <p>また、本制度における分析法は、一斉分析法の定量値をもって基準の適否の判断を行うことになるため、定量法に関して、重要な知見等を収集し、情報提供されることを望む。分析結果に基づく行政処分等の判断に当たっては、分析結果についてしかるべき検証が行われていることを確認のうえ実施されるようお願いしたい。</p>	日本生活協同組合連合会 (財)食品産業センター	D69 D76	「不検出」基準を設定した農薬等に関しては、その分析法を告示により示すこととします。
276	9(2)	加工食品の分析に当たっては、サンプル採取方法、抽出などの前処理方法等について、その妥当性を明らかにする方向で検討いただきたい。	財団法人 食品産業センター	D76	加工食品の場合、様々な加工形態があるなど、画一化した手順とはならないことが想定されますが、分析にあたっては、サンプル採取方法や抽出などの前処理方法は妥当な方法で行われるものと考えます。
277	9(2)	分析法の開発にあたっては、一斉分析法を出来るだけ多く採用してほしい。平成16年8月6日に公表された分析法(案)ではGC/MS, LC/MS, LC-MS/MSによる一斉分析法の検討が記載されているが、機能的に優れるGC-MS/MSが外れている理由は何故か。ポジティブリスト制施行時の通知にはGC-MS/MSも使用可能機器として是非加えていただきたい。また、「通知法と同等以上の精度と感度が得られる一斉分析法であれば採用可能」との一文を入れてほしい。	キッコーマン株式会社	D8	基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能と考えています。厚生労働省では、分析法の一例として、開発を進めている分析法やその他の関連情報についてホームページ上に公開(日本語)することとしています。
278	9(2)	モニタリング検査においては既に乾燥加工された農産物も検査対象となっており、乾燥前の水分量を「五訂日本食品標準成分表」に基づいて推定していると思われるが、実際には農産物名が同じであっても日本で標準的な種類とは水分含量が異なるものもある。水分含量等の推定には、実情に即した値を適用していただくよう要望する。	全日本スパイス協会	D85	加工食品の基準適合性の判断は、加工食品として基準の定められたものを除き、原料となる農産物の基準値が判断の基本になり、加工工程を考慮することとしています。科学的なデータの裏付けがあれば、それも含めて判断することになります。
279	9(2)	「不検出」とされているものの分析法と検出限界を示されたい。	中国政府	G19	暫定基準を「不検出」とした農薬等の試験法については告示により定めることとしており、基準の告示の際にお示しします。また、検出限界については、告示の際に通知によりお示しします。
280	9(2)	分析法に関し、現在一部のものについて簡単なチャートしか公表されていない。分析法についてはWTO事務局を通じ加盟各国に連絡されたい。	中国政府	G19	厚生労働省では、本制度に係る分析法の開発を進めてきたところであり、平成16年8月、厚生労働省ホームページ等によってそれまでの検討状況を公表したところであるが、その後の検討状況についても取りまとめ次第、順次公表することとしています。なお、開発した分析法については、分析法により残留農薬規制を行うものではないので、その都度、WTO事務局を通じ輸出国に通知する義務はないものと承知しています。
281	9(2)	分析における「不確かさ」に対する日本の対応状況について示されたい。	中国政府	G19	測定における不確かさについては、コーデックにおいても議論されているところであり、我が国においても調査研究を進めているところであります。